

行政法

第1 設問1

- 1 本件条件は、本件許可に付加された付款である。そして、付款は、行政庁の主たる意思表示に付加された従たる意思表示であって、行政行為の効果を制限等するものをいう。
- 2 (1) Aとしては、①本件条件の取消しを求める、又は、②本件許可の取消しを求めることが考えられる。
(2) ②は、本件条件をも含めた本件許可全体が取り消される。
したがって、取消判決の効力は、本件許可全体について及び、第三者効（32条）、拘束力（33条）が生ずる。
これに対し、①は、本件条件についてのみ取消しの効力が及ぶ。
(3) では、Aは、①②のいずれを主張すべきか。
ア この点について、付款の取消しは、行政行為と付款が可分な場合に認められ、不可分であれば、行政行為全体の取消しが必要になると解する。
イ これを本件についてみるに、本件許可は、積替え、保管を含めた収集運搬業についての変更許可である。そして、本件許可は、かかる積替えについての条件であり、本件許可と一体となって意味をもつものといえる。
よって、上記可分な場合に当たらない。
ウ したがって、Aは②本件許可の取消しを主張すべきである。

第2 設問2

- 1 Aとしては、本件条件について、B県知事に裁量権行使に逸脱、濫用があり、違法であると主張することが考えられる（30条）。
- 2 (1) まず、B県知事に、本件条件についての裁量権が認められるか。
ア この点については、法令の文言、判断の性質により判断すべきである。
イ 本件条件は、法14条の5第2項の準用する14条の4第1項に基づく。
そして、同項の「生活環境の保全上必要な条件」との文言は抽象的であり、専門的、技術的判断を要するため、B県知事は要件裁量を有する。
また、同項の「できる」との文言から、B県知事は効果裁量も有する。
(2) 次に、B県知事に裁量権の逸脱、濫用は認められるか。
ア この点について、行政庁の判断経過又はその過程に重要な事実の誤りがあるか、又は社会通念上著しく不合理といえる場合に、裁量権の逸脱、濫用があるものと解する。

イ これを本件についてみるに、Aは、事前協議をしたのに本件条件について事前連絡がなかったのは違法であると主張する。
これに対し、B県としては、事前協議は法定されていないから、その後の事前連絡を欠いたとしても違法とはならない旨、反論することが考えられる。
しかし、Aは、建設する積替え、保管施設においては、他者搬入、搬出も行う旨をB県担当者に事前に伝えていた。よって、事前連絡なくしてこれと矛盾する本件条件を設けることは、信義則に反し、裁量権の逸脱、濫用があるといえ、違法である。

ウ また、Aは、近県では本件条件のような付款はない旨、主張することが考えられる。
これに対し、B県は、本件条件は、積替え、保管施設における保管量の増加と保管期間の長期化によりPCB廃棄物等の飛散等の不適正事例が発覚し社会問題化したことに対応したものであり、違法ではない旨、反論することが考えられる。
しかし、Aは、法施行規則10条の13等の基準をすべて満たすものであるから、不適正な好意を行う恐れはない。よって、本件条例は、比例原則に反し、裁量権の逸脱、濫用があるといえ、違法である。

以上